

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 356 号/R2. 3. 18 発行

◆小学校休業対応助成金の申請受付が始まりました

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成金の申請受付が始まりましたので、ご案内いたします。

1. 支給要件 次のすべての要件に該当する事業主が対象となります。

(1) 雇用する労働者の申し出により、令和2年2月27日から3月31日までの間に下記のいずれかに該当する有給休暇を取得させたこと。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校に通う子供の世話を保護者として行うための有給休暇。

②新型コロナウイルスに感染したまたは風邪症状など、感染した恐れのある小学校に通う子供の世話を保護者として行うための有給休暇。

(2) 上記の有給休暇は、労働基準法（第39条）による年次有給休暇ではないこと

(3) 上記の有給休暇は、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われるものであること（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります）。

(4) 上記の有給休暇を取得した労働者が、申請日時点において1日以上は勤務したことのある労働者であること。

2. 支給額 対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数

※日額換算賃金が8,330円を超える場合は8,330円

※合計有給休暇日数は時間単位の休暇を含む。合計日数のうち1日に満たない時間数については、日額換算賃金を時給計算して算出します。

3. 申請期限 令和2年3月18日（水）～6月30日（火）

4. 必要書類 支給申請書、有給休暇取得確認書、支給要件確認申立書、支払方法・受取人・住所届の他、出勤簿や賃金台帳の写し等、添付書類が必要となります。

◎助成金の説明や申請書類等は厚生労働省のホームページに掲載しています。

新型コロナ休暇支援 厚生労働省 で検索してください。

◆加茂市の雇用支援／雇用調整助成金の申請手数料補助

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼する場合の手数料を補助。

(対象) 常時雇用する従業員が10人未満で事業主が雇用保険法の適用を受けていること。
納付期限の到来した市税を完納していること。

○雇用調整助成金の申請をお考えの方は会議所へご相談ください

※雇用調整助成金の概要→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000604077.pdf>

◆小規模事業者持続化補助金 申請受付中

最大50万円(2/3 補助)の補助金が受けられます

- 補助対象 従業員数20人以下の製造業・その他業種
〃 5人以下の小売業・卸売業・サービス業
- 補助対象経費 新規顧客獲得・販路開拓に取り組む費用
店舗改装、ホームページ作成費、チラシ作成費、展示会等出展費等
- 第1回受付締切 **令和2年3月31日(火)**
第2回締切／6月5日(金) 第3回締切／10月2日(金)
第4回締切／令和3年2月5日(金) いずれも当日消印有効
- 採択発表 令和2年6月上旬頃予定
- 事業実施期限 交付決定日から令和3年1月31日(日)まで(第1回受付分)

※申請書の他に当商工会議所が発行する書類が必要になりますので、お早めにご相談ください。

◆新型コロナウイルス感染症に係る詐欺等にご注意ください！

- ・「新型コロナウイルス対策で助成金が出ているので銀行口座の登録が必要」と言われた。
- ・厚生労働省を装い「費用を肩代わりするので検査を受けるように」と言われた。
- ・「助成金等の申請相談を受け付ける」といった文書や電話で執拗に勧誘する。
- ・「100%助成金を受けられます」と勧誘を行う(支給要件を満たしていないと判断された場合、受給できませんのでご注意ください)。

※不審な電話だと思ったら、加茂商工会議所(TEL:52-1740)へご連絡ください。

※経営に関するお困りごと、ご相談等がございましたら

加茂商工会議所(TEL:52-1740)へお問い合わせください。